

## 新潟県公安委員会規則第13号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年10月16日

新潟県公安委員会

委員長 阿 部 隆

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（試験の場所等）</p> <p><b>第20条</b> 運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）は次の各号に掲げる場所において行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>上越市西本町</u> (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">（更新申請場所等）</p> <p><b>第24条の2</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、<u>運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、各警察署（佐渡警察署を除く。）、新発田警察署胎内分庁舎及び長岡警察署栃尾幹部交番</u>とする。</p> <p>4 法第104条の4第1項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、<u>運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、運転免許センター古町出張所（以下「古町出張所」という。）及び住所地为管轄する警察署（佐渡警察署を除く。）</u>とする。ただし、胎内市に住所地为有する者は、<u>新発田警察署胎内分庁舎において、また、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）</u>に住所地为有する者は、<u>長岡警察署栃尾幹部交番</u>においても申請を行うことができる。</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">（取消し申請における申請用写真の省略）</p> <p><b>第24条の4</b> 規則第30条の9第3項の規定により申請用写真を省略できる場合は、<u>運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、古町出張所又は</u></p>	<p style="text-align: center;">（試験の場所等）</p> <p><b>第20条</b> 運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）は次の各号に掲げる場所において行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>上越市柿崎区直海浜</u> (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">（更新申請場所等）</p> <p><b>第24条の2</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、<u>運転免許センター、長岡支所、佐渡支所、各警察署（佐渡警察署を除く。）、新発田警察署胎内分庁舎、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番</u>とする。</p> <p>4 法第104条の4第1項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、<u>運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、運転免許センター古町出張所（以下「古町出張所」という。）及び住所地为管轄する警察署（佐渡警察署を除く。）</u>とする。ただし、胎内市に住所地为有する者は、<u>新発田警察署胎内分庁舎において、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）</u>に住所地为有する者は、<u>長岡警察署栃尾幹部交番において、また、上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住所地为有する者は、上越警察署安塚幹部交番</u>においても申請を行うことができる。</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">（取消し申請における申請用写真の省略）</p> <p><b>第24条の4</b> 規則第30条の9第3項の規定により申請用写真を省略できる場合は、<u>運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所又は上越警察署に</u></p>

警察署（佐渡警察署を除く。）において取消し申請を行う場合とする。ただし、前条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

別表第3

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
運転免許センター、 <u>長岡支所、上越支所</u> 、佐渡支所及び古町出張所並びに村上、五泉、秋葉、新潟南、津川、西蒲、燕、加茂、三条、小出、南魚沼、十日町、柏崎、妙高及び糸魚川の各警察署の更新窓口	(略)	
運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所及び古町出張所並びに <u>県内各警察署</u> （佐渡警察署を除く。）の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎及び <u>長岡警察署</u> 栃尾幹部交番	(略)	
運転免許センター、 <u>長岡支所</u> 及び <u>上越支所</u>	(略)	
(略)		
住所地を管轄する警察署の更新窓口	一般運転者講習対象者	(略)
		津川、西蒲、燕、加茂、三条、小出、南魚沼、十日町、柏崎、妙高及び糸魚川の各警察署管内に住所地を有する者
上越警察署安塚幹部交番	一般運転者講習対象者	上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住

において取消し申請を行う場合とする。ただし、前条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

別表第3

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
運転免許センター、長岡支所、佐渡支所及び古町出張所並びに村上、五泉、秋葉、新潟南、津川、西蒲、燕、加茂、三条、小出、南魚沼、十日町、柏崎、 <u>上越</u> 、妙高及び糸魚川の各警察署の更新窓口並びに <u>上越警察署</u> 安塚幹部交番	(略)	
運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所及び古町出張所、 <u>県内各警察署</u> （佐渡警察署を除く。）の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎、 <u>長岡警察署</u> 栃尾幹部交番及び <u>上越警察署</u> 安塚幹部交番	(略)	
運転免許センター及び <u>長岡支所</u>	(略)	
(略)		
住所地を管轄する警察署の更新窓口	一般運転者講習対象者	(略)
		津川、西蒲、燕、加茂、三条、小出、南魚沼、十日町、柏崎、 <u>上越</u> 、妙高及び糸魚川の各警察署管内に住所地を有する者
	違反運転者等講習対象者	上越、妙高及び糸魚川の各警察署管内に住所地を有する者
上越警察署安塚幹部交番	一般運転者講習対象者	上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1082 161 1189 353">者及び 違反運 転者等 講習対 象者</td> <td data-bbox="1189 161 1410 353">所地を有する者</td> </tr> </table>	者及び 違反運 転者等 講習対 象者	所地を有する者
者及び 違反運 転者等 講習対 象者	所地を有する者		
(略)	(略)		

**附 則**

この規則は、令和2年11月24日から施行する。